

愛知大学キャリア支援センターと東三河県庁との連携・協力に関する協定書

愛知大学キャリア支援センター（以下「甲」という。）と東三河県庁（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知大学の正課・正課外において、甲及び乙が協働・共鳴・共創した取組を行うことで、相互の理解促進と公益に資する人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次に掲げる事項において連携・協力する。

- （1）甲のキャリア形成支援教育活動、人材育成に関すること
- （2）乙の所掌事務に係る学生による研究に関すること
- （3）愛知県行政の理解促進に関すること
- （4）相互の人材交流に関すること
- （5）その他前条の目的を達成するために必要なこと

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、それぞれ窓口を設置し、連携・協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定による連携・協力において知り得た相手方の秘密を第三者に提供し、又はこの協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この協定終了後においても、なお効力を有する。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結から2028年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれから改廃の申し出がない場合は、同一内容により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の細目その他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、双方がそれぞれ1通を保有する。

2025年3月17日

甲 愛知大学キャリア支援センター
センター長

吉川剛

乙 東三河県庁
副知事

江口幸雄